

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行情）諮問第408号）

答申日：平成31年2月25日（平成30年度（行情）答申第442号）

事件名：「発達障害支援マネージャーの職務・専門性がわかる文書」の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「発達障害支援マネージャーの職務・専門性がわかる文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは妥当ではなく、別紙の2及び3に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年6月22日付け厚生労働省発障0622第26号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。文書の特定に誤りがある。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年4月25日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年6月26日付け（同月27日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 3 理由

- (1) 本件審査請求に係る開示請求は「発達障害支援マネジャーの職務・専門性がわかる文書」の開示を求めるものである。

発達障害者支援マネジャーは、市町村や事業所等に必要な助言等を行うものである。発達障害者支援体制整備事業において発達障害者地域支援マネジャーの配置や業務等の内容が明記されている。

以上の点から、請求文書と特定し開示とした原処分は、妥当であると考ええる。

- (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「文書の特定に誤りがある」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

### 4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考ええる。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月17日 審議
- ④ 同年2月21日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、別紙の1に掲げる文書(本件対象文書)を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして、原処分の取消しを求めるが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、本件対象文書の特定の妥当性について、以下、検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3)の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件審査請求に係る開示請求は「発達障害支援マネージャーの職務・専門性がわかる文書」の開示を求めるものであるが、「発達障害支援マネージャー」の用語は、厚生労働省において使われておらず、類似した用語である、発達障害者の支援に関する事業である「発達障害者支援体制整備事業」において、市町村等の関係機関との連絡、調整、助言等を行う「発達障害者地域支援マネージャー」であると解され

る。

イ また、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には、「発達障害支援室に対する開示請求 別紙」と記載されていることから、諮問庁では、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室を所管室と判断した。同室の所管である障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律78条において、都道府県は、地域支援事業として、市町村が行う地域支援事業の一部のうち、特に専門性の高い事業や市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業を行うこととされており、その一つとして、「発達障害者支援体制整備事業」を行うこととされており、別紙の1に掲げる文書（本件対象文書）はその要綱であるが、その中で、発達障害者地域支援マネジャーの配置や業務等の内容が明記されていることから、本件開示請求に対し、本件対象文書を特定し、開示した原処分は妥当である。

(2) 当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書を確認したところ、諮問庁の説明のとおり、本件対象文書の「2 事業内容等」の(2)イ(ア)の「ii マネジャーの業務」には、「マネジャーは、以下の業務を行うものとする。」と記載され、「市町村支援」や「事業所等支援」等の、発達障害者地域支援マネジャーの具体的な業務が記載されていることが認められるほか、「iii マネジャーとなる者」には、「発達障害児者の支援に相当の経験及び知識を有している社会福祉士等、又は、それと同等と都道府県等が認める者であって、関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的に行うことができる者とする。」と記載され、発達障害者地域支援マネジャーに求められる資格等が記載されていることが認められる。

しかしながら、本件対象文書は、厚生労働省から各都道府県知事等宛に発出している通知（別紙の2に掲げる文書）の一部であることが認められるところ、情報公開制度における開示決定等は文書単位で行うものであるため、本件対象文書を特定したことは妥当ではなく、厚生労働省においては、別紙の2に掲げる文書を特定し、改めて開示決定等をすべきである。

(3) さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、発達障害者地域支援マネジャーを対象とした研修会を実施しており、厚生労働省の担当官が研修資料を作成して、説明しているとのことである。

当審査会において、諮問庁から、その研修資料（別紙の3に掲げる文書）の提示を受けて確認したところ、10頁の「発達障害者地域支援マネジャー②」において、発達障害者地域支援マネジャーの具体的な業務

内容が記載されており， 11 頁の「発達障害者地域支援マネジャー③」においては，発達障害者地域支援マネジャーに求められる資格等が記載されていることが認められる。

したがって，厚生労働省においては，別紙の 2 に掲げる文書の外に，本件請求文書に該当するものとして，少なくとも，別紙の 3 に掲げる文書を保有しているものと認められるので，これを特定し，改めて開示決定等をすべきである。

また，当該文書に限らず，調査の上，本件請求文書に該当するものが存在するのであれば，これを特定し，改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは妥当ではなく，厚生労働省において，開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の 2 及び 3 に掲げる文書を保有していると認められるので，これを特定し，調査の上，更に本件請求文書に該当するものがあれば，これを特定し，改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

## 別紙

- 1 発達障害者支援体制整備事業の実施要綱
  
- 2 平成18年8月1日付け（最終改正 平成30年4月10日）障発第0801002号「地域生活支援事業等の実施について」（各都道府県知事、各指定都市市長及び中核市市長あて 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
  
- 3 平成30年度 発達障害者地域支援マネージャー研修（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官 特定職員名）